

令和 5 年度

第 11 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和6年2月6日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和5年度第11回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

＜会議に付した議案＞

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第3号 大多喜町農用地利用集積計画について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

＜報告事項＞

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について

報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

＜出席委員＞（9名）

1 番委員：加曾利 益弘

2 番委員：佐川 順一郎

3 番委員：渡邊 さなえ

4 番委員：森 紀久嗣

5 番委員：鈴木 孝一

6 番委員：井口 峰幸

8 番委員：矢代 とみ江

9 番委員：末吉 章二

10 番委員：渡辺 忠洋

＜欠席委員＞（0名）※ 1名欠員

＜出席職員＞

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

事務局長 (秋山) 議長 (渡辺会長)	開 会 (午後 2 時 0 0 分) 本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 5 年度第 1 1 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、9 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。 それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により渡辺会長に議長をお願いします。 よろしくお願いします。 (渡辺議長あいさつ) 今月と来月で農業委員の任期が終わります。 3 年間あっという間に過ぎました。 石川地震の義援金にご協力を頂くようお願いします。 国、県、町と我々農業委員も含めて担い手をどうしようか考えておりますが、その前に農業用水路、農道等の管理が地元で出来なくなったら、稲作は難しくなり、今後はそういう面も含めてうまくいくのか考えていかなければならないと思いました。たとえば、地区外の担い手にもお願いした場合は、もっと有利な場所に行ってしまうのではないかと心配しています。 本日は、よろしくお願いします。 それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。 9 番の末吉委員と 1 番の加曽利委員をお願いします。 早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。 議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、番号 3－3 0 については、〇〇委員の同居の親族に関する申請のため、農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項「議事参与の制限」の規程により本案件の審議が終了するまでの間、〇〇委員には退室をお願いします。 事務局から説明をお願いします。 1 頁をお開きください。
---	--

事務局 (寺井)	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第3条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号30。所在：弓木地先6筆。地目：田及び畑。地積：1,006㎡。譲渡人：町内の方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/相続した土地の地積更生、分筆登記が完了したので譲渡したい。譲受人/譲渡人から依頼され耕作している土地を購入したい。権利内容：所有権移転。 事務局からの説明は以上です。
議長 (渡辺会長)	議案第1号、番号30については、渡邊委員が現地調査を担当しましたので、報告をお願いします。
渡邊委員 (3番)	番号30について、1月24日午前8時30分頃に譲受人と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 申請地は6筆ありますが、1枚の田となっております。 現在も。申請者が耕作しており問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 それでは特にご質問がないようですので、番号30について許可することとしてご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号30につきましては許可することで決定いたします。 森委員の入室を認めます。 続きまして、番号3－31以降について事務局の説明をお願いします。
事務局 (寺井)	番号31。所在：堀之内地先1筆。地目：畑。地積：79㎡。譲渡人：埼玉県の方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/譲受人の要望に応える為。譲受人/自宅に近く耕作しやすい為。権利内容：所有権移転。 番号32。所在：湯倉・小苗地先2筆。地目：田及び畑。地積：643㎡。譲渡人：町内の方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/相続したが耕作困難であり、譲受人の希望により譲渡したい。譲受人/自作地の隣接地である申請地を取得し、規模拡大を図る為。権利内容：所有権

	移転。 なお、譲受人の農業用機械等の状況は備考欄に記載のとおりです。 事務局からの説明は以上です。
議長 (渡辺会長)	議案第1号、番号31については、私が現地調査をしましたので、報告をします。 番号31について、1月24日午後3時30分に代理人と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現地は、緩やかな斜面となっておりますが、畑として利用するには問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 それでは特にご質問がないようですので、番号3について許可することとしてご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号31につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、番号32については、渡邊委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。
渡邊委員 (3番)	番号32について、1月24日午後1時30分中に譲受人と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 1筆目の現況は、10年位利用されていない状況のようですが、整備して果樹等を植えて利用したいとのことでした。 2筆目の現況は、キウイフルーツ、柚子、柿の木が生えている状況でしたが、不要な果樹は切り果樹等を植えて利用するとのことでした。 昨年度、購入された土地もきれいに管理されており問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議長	ご質問のある方は発言をお願いいたします。

(渡辺会長)	それでは特にご質問がないようですので、番号２９について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号３２につきましては許可することで決定いたします。
議 長 (渡辺会長)	議案第２号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。 それでは事務局から説明をお願いいたします。
事 務 局 (寺 井)	２頁をご覧ください。 議案第２号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて」次のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の提出があったので、審議を求める。 番号５－５。所在：弓木地先２筆。地目：田及び畑。地積 350 ㎡。 利用状況：林業センター（弓木区集会場）。 事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 議案第２号、番号５－５については、森委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。
森 委 員 (４ 番)	議案第２号 番号５－５について、１２月２７日午後１時３０分に事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 今から４５年前位に林業センターが建築された際に登記されなかったと思われます。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。
	それでは特にご質問がないようですので、番号５－５について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————

議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号５－５につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、議案第３号「大多喜町農用地利用集積計画について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	３頁をご覧ください。 議案第３号「農大多喜町農用地利用集積計画について」大多喜町長から決定を求められたので、次のとおり審議を求める。 新規の案件が３件です。 番号２６ 所在：下大多喜地先１筆。地目：田。地積：５０２㎡。貸付人：白子町の方。借受人：睦沢町の４６歳の方。借賃：５，３５０円。期間：１０年間 番号２７ 所在：小土呂地先５筆。地目：田。地積：７，９４５㎡。貸付人：町内の方。借受人：長南町の５７歳の方。借賃：１０ａ当り６，０００円。期間：３年間 番号２８ 所在：小土呂地先２筆。地目：田。地積：５，４７９㎡。貸付人：町内の方。借受人：町内の５９歳の方。借賃：１０ａ当り米３３ｋｇ。期間：３年間 なお、借受人の農業用機械等の状況は備考欄に記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 ご質問がないようですので、議案第３号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議 場	————— 「異議なし」の声あり —————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、議案第３号は原案どおり決定することとします。 続きまして、議案第４号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	５頁をご覧ください。

(寺 井)	議案第 4 号「農農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画について」次のとおり、農用地利用集積等促進計画案について審議を求める 今回は、7 件の案件があり、1 件が農用地利用集積計画からの切替で 6 件が新規の案件となっております。 詳細は、資料のとおりとなっております。 事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡辺委員)	事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。
渡 邊 委 員 (3 番)	5 - 18 の申請者の法人はどういう法人なのでしょうか。
事 務 局 (寺 井)	水稻を中心にブルーベリー等も栽培している法人です。
議 長 (渡辺委員)	他に質問はありますか。 ご質問がないようですので、議案第 4 号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺委員)	異議なしと認め、議案第 4 号は原案どおり決定することとします。 議件は以上でございます。 それでは議事日程 5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。
事 務 局 (寺 井)	報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出について、次のとおり、受理したことを報告する。 資料のとおり 3 件の届出を受理しました。 あっせんの希望はありませんでした。 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による中途解約に係る通知を受理したので報告する。 資料のとおり 3 件の届出を受理しました。 報告第 3 号

	農地の転用事実に関する照会について、下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。 番号 9 所在：船子地先。地目：畑。地積：122 m²。変更登記地目：宅地。登記原因日付：地目変更平成年月日不詳。調査・報告地目：令和6年1月19日現地調査、照会地の現況は、北側の一部分は舗装された進上路となっていた。隣接している所有者の居宅は、登記事項証明書によると昭和年月日不詳に新築されており、平成15年当時を写した航空写真でも家屋が写っていた。これらの状況から照会地は隣接の家屋と一体的に利用されてきたようであったため、非農地として回答した。 一方で、照会地南側（筆全体の3/4程度）はツツジやサザンカ等により仕切られているように見え、平らでクリの木やスイセンが生えており、畑として耕作が可能と判断したため、農地として回答した。申請者：町内の方。 報告事項は以上となります。
議長 (渡辺委員)	以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。 続きまして議事日程6「その他」に入ります。 事務局何かございますか
事務局 (鈴木)	地域計画について、弓木地区において1月28日に話し合いを行いましたので、報告します。 弓木地区をモデルとして他地区も進める予定です。 ご協力お願いします。
議長 (渡辺会長)	以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局長 (秋山課長)	以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 閉会（午後3時15分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年2月6日

議 長

渡辺 忠洋

署名委員

末志 章二

署名委員

加増 利益弘